

ブロッキング要請に関する意見書

全国地域婦人団体連絡協議会
会長 柿沼トミ子

全国地域婦人団体連絡協議会は、1952年設立の地域女性団体の全国連絡組織で、47都道府県1政令指定都市の地域女性団体が、暮らしに関わる様々な課題に取り組んでおります。

インターネット上の漫画海賊版サイトの問題について、政府がインターネット・サービス・プロバイダ(ISP)に対して「サイトブロッキング」によるアクセス遮断措置の要請(以下、「本要請」)を行う旨の検討がされていることが報じられ、大変に驚いています。

漫画をはじめとした日本の優良なコンテンツ文化を保護育成して行く上で、違法海賊版サイトの対策は重要であるということは理解しています。しかしながら、インターネットを利用するユーザーとして、日本国民として、本要請には以下の点から賛同できません。

1 私たちの通信の秘密が侵害される手段であること

「サイトブロッキング」は、権利侵害行為と一切関わりのない人を含めて、すべての利用者の通信の宛先を監視したうえで、一部のアクセスを遮断するものです。例えば、私たちが電話をかけるときの宛先をすべてチェックした上、特定の番号に電話をかけようとした場合には、その通信を切断してしまう、という強引な手段をとるものです。

私たちが、インターネット等の通信を安心して利用できるのは、憲法上の権利でもある通信の秘密が通信事業者によって守られており、私たちがインターネットにおいてどこのサイトにアクセスしているかなどの情報を不当に取得され、利用されることがないということを信じていられるからです。

児童ポルノのサイトに対してのみは、現在、通信事業者が自主的にサイトブロッキングを行っていることは理解していますが、これについては、児童ポルノの被害の重大性に鑑み、「緊急避難」によるものと整理されています。この限りでは、私たちユーザーとしても、通信の秘密について一部を侵害されてもやむを得ないとは考えています。しかしながら財産的損害である著作権侵害と児童ポルノの被害とは、とても、同等と評価されるものではないため、児童ポルノに対するサイトブロッキングが行われていることは、私たちの通信の秘密が害されることに対する根拠とはなりません。

2 私たちの意見が何ら考慮されていないこと

報道によれば、日本政府がサイトブロッキングを通信事業者に要請することとされています。このよ

うなサイトブロッキングの検討の過程において、通信の秘密を侵害される当事者である私たちユーザーの声は一切反映されていません。

国民の代表者である国会での議論もなく、また、対象サイトにおける情報の違法性に関する裁判所の判断すらなく、当事者であるユーザーの意見を無視して、サイトブロッキングが実施されることについては、私たちとしては強く反対をします。

先に述べたとおり私たちは著作物の享受者でもあり、著作権保護の必要性を無視するものではありませんが、その保護の方法については、当事者を交えた議論の上、必要とされた方法を実施されるべきと考えます。

3 政府が対象サイトを指定してアクセスを遮断することは事実上の検閲であること

本要請では、政府がサイトブロッキングの対象サイトを指定することとなっています。これは、即ち、政府がその裁量において情報発信の中断を求めるということであり、事実上、憲法で禁止された検閲に当たる行為であると考えます。検閲は、表現の自由、知る権利に対する重大な制約となり、ひいては民主主義の根幹すら揺るがしかねない行為であるからこそ、検閲の禁止が憲法上うたわれているものです。私たちは、このような形で事実上の検閲が行われることはとても容認することができないと考えます。

4 回避手段等によりユーザーが被害を受ける虞があること

著作権者の許諾なく、著作物を無料で閲覧可能にするようなサイトは、未成熟な青少年による利用の可能性があります。報道によれば、本要請により検討されているサイトブロッキングの手法は“DNSブロッキング”という方法とされていますが、かかる方法は回避が容易であることが既に指摘されており、このような回避手段を青少年が安易に利用することが考えられます。私たちは、青少年が不確かな情報により、不用意な回避行動をした結果、偽DNSに接続するなど、セキュリティ上の被害が発生する可能性についても強い危惧を抱いており、検討されている手段自体の適切性にも疑問を抱かざるを得ません。

もし、このような法的根拠すら曖昧な本要請により、通信事業者が私たちの通信の秘密を侵害するサイトブロッキングを実施するのであれば、ユーザーとしては、通信事業者に対する権利行使すら考える必要があると思っていることも申し述べておきます。

以上